

戸籍謄抄本等交付請求書（送付請求用）

福島県田村郡三春町長 様

令和 年 月 日

1. 必要な証明書について

本 籍			
戸籍筆頭者氏名			
証明が必要な人の 氏名・生年月日	※抄本・身分証明書が必要なときは必ず記入してください。	明・大・昭・平・令 年 月 日	
戸 籍	謄本（全部事項証明書） 通	抄本（個人事項証明書） 通	
除 籍	謄本（全部事項証明書） 通	抄本（個人事項証明書） 通	
原 戸 籍	謄本（大正・昭和・平成） 通	抄本（大正・昭和・平成） 通	
戸籍の附票	謄本 通	抄本 通	
記載が必要な項目に☑してください。☑がない場合は省略します。 □戸籍の表示（本籍・筆頭者） □在外選挙人の表示（使用目的： ） □住民票コードの表示（使用目的： ） ※証明したい住所を記入してください（ ）			
身分証明書	※本人以外の請求の場合は委任状が必要です。		通
そ の 他	□出生から死亡までの連続した戸籍（事前にご相談ください） □受理証明書（ 届） □記載事項証明書（届書に基づく証明書）（ 届）		通

2. 請求者について

住 所			
フリガナ			
氏 名			
電 話 番 号	Tel — — （日中連絡のつく電話番号）		
証明書が必要 な人との関係	本人・夫・妻・子・父・母・祖父・祖母 その他（ ）		
使 用 目 的	※「その他」の人は使いみちを具体的に記入してください。 ※「その他」の人が代理で請求する場合は委任状が必要です。		
最近2週間以内 の戸籍の届出	□あり：ありの場合 □なし：年 月 日に（ ）市区町村へ（ ）届を提出		

請求の仕方については裏面をご確認ください。

郵便請求をする前に

不明な点がある場合には事前にお問い合わせいただきますと的確かつスムーズになります。

例えば、「出生から死亡まで」の戸籍を取得される場合は、戸籍の改製日や婚姻、離婚等1人1人事情が異なりますので戸籍の通数が変わります。それにより料金も変わってきます。

料金のお問い合わせ、郵便請求の仕方等、お気軽にご相談ください。（その際に三春町の本籍、証明が必要な方の氏名、生年月日等をお伺いしますので事前に準備をしてください。）

（電話：0247-62-8126 E-mail：jumin@town.miharu.fukushima.jp）

請求に必要な書類

①戸籍謄抄本等交付請求書（送付請求用）

②交付手数料（現金書留または郵便局の定額小為替）

戸籍謄・抄本	1通	450円	戸籍の附票謄・抄本	1通	300円
除籍謄・抄本	1通	750円	身分証明書	1通	300円
原戸籍謄・抄本	1通	750円	受理証明書・記載事項証明書	1通	350円

③返信用封筒

切手を貼り、請求者の住所・氏名をあて先として記入してください。

④請求者の現住所が確認できる身分証明書等の写し

請求のあった証明書は請求者の現住所に送付するため、それが確認できる運転免許証や個人番号カード、健康保険証等の写しを同封してください。

⑤証明が必要な方と請求する方の関係がわかる戸籍の写し

送付先
〒963-7796
福島県田村郡三春町字大町1番地の2
三春町役場 住民課
電話 0247-62-8126

証明書の到着まで

三春町では申請書が届いたその日に証明書を返信するよう心がけておりますが、郵便事情等により請求からお手元に届くまで1週間以上かかる場合があります。

お急ぎの場合は、申請書類の送付及び返信用封筒を速達にするなどご自身で判断をしていただきますようよろしくお願いいたします。

委任状により戸籍証明書等を請求する方へ

委任状は必ず証明が必要な方（代理人に頼む方）がすべて直筆で記入してください。

※注意

プライバシーの侵害などにつながる不当な請求には応じられません。

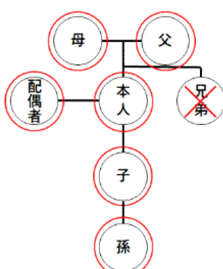
偽りその他不正な手段で交付を受けたときは刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

戸籍の広域交付について

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、これまで本籍地市町村の窓口でしか請求できなかった戸籍証明書等について、本籍地以外の市町村の窓口でも請求できるようになりました。下記に該当する場合はお近くの市町村でも戸籍の請求が可能です。

【交付対象者】本人・配偶者・直系尊属・直系卑属
【交付可能な証明書】戸籍全部事項証明書・除籍謄本・原戸籍謄本
【本人確認】顔写真付きの身分証明書のみ

広域交付で戸籍証明書等を 請求できる方



○本人
○配偶者
○父母、祖父母など（直系尊属）
○子、孫など（直系卑属）
の戸籍証明書等を請求することができます。